

大臣折衝事項

1. 令和6年度社会保障関係費

令和6年度の社会保障関係費については、2. の令和6年度薬価改定等の様々な改革努力を積み重ねることにより、実質的な伸びを令和5年度社会保障関係費と比較し、+3,700億円程度（年金スライド分除く）とする。

2. 診療報酬・薬価等改定

令和6年度診療報酬・薬価等改定は、医療費の伸び、物価・賃金の動向、医療機関等の収支や経営状況、保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえ、以下のとおりとする。（（1）については令和6年6月施行、（2）については令和6年4月施行（ただし、材料価格は令和6年6月施行））

（1）診療報酬+0.88%（国費800億円程度（令和6年度予算額。以下同じ））

※1 うち、※2～※4を除く改定分+0.46%

各科改定率 医科 +0.52%

歯科 +0.57%

調剤 +0.16%

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分（+0.28%程度）を含む。

※2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（上記※1を除く）について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応+0.61%

※3 うち、入院時の食費基準額の引き上げ（1食当たり30円）

の対応（うち、患者負担については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10～20円）
+0.06%

※4 うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 ▲0.25%

（2）薬価等

薬価 ▲0.97%（国費▲1,200億円程度）

材料価格 ▲0.02%（国費▲20億円程度）

合計 ▲1.00%（国費▲1,200億円程度）

※イノベーションの更なる評価等として、革新的新薬の薬価維持、有用性系評価の充実等への対応を含む。

※急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応として、不採算品再算定に係る特例的な対応を含む。（対象：約2,000品目程度）

※イノベーションの更なる評価等を行うため、後述の長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う。

（3）診療報酬・薬価等に関する制度改革事項

上記のほか、良質な医療を効率的に提供する体制の整備等の観点から、次の項目について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める。

- ・ 医療DXの推進による医療情報の有効活用等
- ・ 調剤基本料等の適正化

加えて、医療現場で働く方にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定による医療従事者の賃上げの状況、食費を含む物価の動向、経営状況等について、実態を把握する。

3. 介護報酬改定

令和6年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（国費432億円）とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・ 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行）。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。
- ・ なお、次回の介護報酬改定に向けては、介護事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「介護事業経営概況調査」や「介護事業経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

4. 障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うことにより、改定率は全体で+1.12%（国費162億円）

とする。なお、改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準となる。

既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。

今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

なお、次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

5. 全世代型社会保障の実現等

全世代型社会保障構築会議において取りまとめられた「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」や、「新経済・財政再生計画改革工程表2023」等に沿って、以下の項目を中心に全世代型社会保障の実現等に向けて進めていく。

（1）働き方に中立的な社会保障制度等の構築

- いわゆる「年収の壁」については、社会全体で労働力を確保するとともに、労働者自身も希望どおり働くことのできる環境づくりに向けて、当面の対応策である「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、制度の見直しに取り組む。

（2）医療制度改革

- 長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして、選定療養の仕組み

を導入し、後発医薬品の上市後 5 年以上経過したもの又は後発医薬品の置換率が50%以上となったものを対象に、後発医薬品の最高価格帯との価格差の 4 分の 3 までを保険給付の対象とすることとし、令和 6 年10月より施行する。

- 薬剤自己負担の見直し項目である「薬剤定額一部負担」「薬剤の種類に応じた自己負担の設定」「市販品類似の医薬品の保険給付の在り方の見直し」について、引き続き検討を行う。

（３）介護制度改革

- １号保険料に係る見直しについては、被保険者間の所得再分配機能を強化するため、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げを行う。その際、制度内での所得再分配機能に係る対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
- 利用者負担が 2 割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについては、以下の内容につき、引き続き早急に、介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに、結論を得る。
 - ① 利用者負担の「一定以上所得」（2 割負担）の判断基準について、以下の案を軸としつつ、検討を行う。
 - ア：直近の被保険者の所得等に応じた分布を踏まえ、一定の負担上限額を設けずとも、負担増に対応できると考えられる所得を有する利用者に限って、2 割負担の対象とする。
 - イ：負担増への配慮を行う観点から、当分の間、一定の負担上限額を設けた上で、アよりも広い範囲の利用者について、2 割負担の対象とする。その上で、介護サービス利用等への影響を分析の上、負担上限額の在り方について、2028年度までに、必要な見直しの検討を行う。

② ①の検討にあたっては、介護保険における負担への金融資産の保有状況等の反映のあり方や、きめ細かい負担割合のあり方と併せて早急に検討を開始する。

○ 介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直しについては、介護給付費分科会における議論を踏まえ、一部の施設（介護老人保健施設においては「その他型」及び「療養型」、介護医療院においては「Ⅱ型」）について、新たに室料負担（月額８千円相当）を導入する。その上で、引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。

○ 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）に基づき、給付と負担の在り方の不断の見直しの観点から、ケアマネジメントに関する給付の在り方や、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方等について、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に（令和８年度予算編成過程等において）検討を行い、結論を得る。

（４）医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

○ 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則４月から翌年３月までとされており、2024年３月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏まえ、必要な対応について検討を行う。

○ 介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、2024年４月からの施行に向けて取り組むとともに、職種別の給与総額等について継続的に把握できるような対応について検討を行う。

○ 障害福祉サービス等事業者や、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる。

6. 「こども未来戦略」における実質的な社会保険負担軽減効果

- 「こども未来戦略」において、2028年度までに徹底した歳出改革等を行うこととされており、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に沿って取り組んでいく。その際、「歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築する」とされている「実質的な社会保険負担軽減の効果」については、毎年度の予算編成・制度改正による社会保険負担の増減効果を、歳出改革（薬価改定・薬価制度改革等）による社会保険負担軽減額から医療介護の制度改正による追加的な社会保険負担額を控除して算定することが考えられる。
- 物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、政府が総力を挙げて異例の取組を行う中、こうした取組により雇用者報酬の増加率が上昇することを通じて生じる社会保険負担軽減効果も踏まえ、2023年度・2024年度においては、
 - ① 報酬改定のうち、医療介護の現場従事者の賃上げに確実に充当される加算措置であって、政府経済見通し等に照らして合理的に見込まれる一人当たり雇用者報酬の増加率の範囲内で措置されるものによって生じる追加的な社会保険負担、及び
 - ② 能力に応じた全世代の支え合いの観点から実施する「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に基づく制度改革等（前期財政調整における報酬調整（1 / 3）の導入及び介護の第一号保険料の在り方の見直し）の結果として生じる追加的な社会保険負担については、
追加的な社会保険負担額から控除する。
- このような考え方で算定すると、2023年度・2024年度における「実質的な社会保険負担軽減効果」は0.33兆円程度（2023年度分0.15兆円、2024年度分0.17兆円）となる。2025年度から2028年度までの算定方法については、「改革工程」の項目を実施することによる社会保険負担軽減効果の算定を含め、検討を行う。

7. その他

(1) 社会保障の充実

- 社会保障の充実については、公費 2 兆8,000億円程度（消費税増収分のうち消費税率 1 %分税込相当）とされている累次の閣議決定等を踏まえ、前年度と同額の既存の措置や看護職員・介護職員の賃上げ等の経費を賄うため、公費 2 兆7,987億円を措置する。

(2) 医療

- おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、令和 6 年度から、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。

これまでの予算執行調査の結果を踏まえ、今後、必要な対応を行う。

(3) 介護

- 介護施設の人員配置基準の見直しについては、介護給付費分科会の議論を踏まえ、I C T機器の活用等により、ケアの質の確保や職員の負担軽減等が行われていると認められる介護付き有料老人ホームにおける人員配置基準を特例的に柔軟化することとされた。引き続き、その他の介護施設（特別養護老人ホーム等）についても、今後の実証事業によって、介護付き有料老人ホームと同様に、介護ロボット・I C T機器の活用等による人員配置基準の特例的な柔軟化が可能である旨のエビデンスが確認された場合は、期中でも、人員配置基準の特例的な柔軟化を行う方向で、更なる見直しの検討を行う。
- 地域支援事業及び保険者機能強化推進交付金については、今後、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るための見直しを行うこととしていることを踏まえ、その適正な執行を確保しつつ、今後の執行状況を十分に勘案した上で、必要に応じて所要の対応の検討を行う。その際、健康寿命の延伸等を背景とした要介護認定率の改善の傾向を確たるものとしていくため、第10期介護保険事業計画期間を見据え、保険者の管理の下、多様な主体が参画し、高齢者が多様なサービスから選択することができる総合事業の充実を図るための取組について、

あわせて検討する。

- 地域医療介護総合確保基金（介護分）については、その適正な執行を確保しつつ、今後の執行状況を十分に勘案した上で、地域における介護人材・サービスが適切に確保されるよう、既存メニューの整理も含めた見直しを行いつつ、必要に応じて所要の対応の検討を行う。

（４）労働

- 最低賃金の継続的な引上げに向けた支援策については、業務改善助成金に重点を置いている状況を改善するため、労働保険特別会計の既存の助成金の賃上げ加算の設定や新たな助成コースの設定等の関連施策を推進する方策について検討を行うとともに、業務改善助成金の在り方について必要な見直しを行い、その結果を令和７年度予算の概算要求に反映する。

- 男性育休の大幅な取得増等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化するため、2022年雇用保険法改正法の附則の規定を踏まえ、

- ・ 2024年度から国庫負担割合を現行の $1/80$ から本則の $1/8$ に引き上げるとともに、
- ・ 当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、本則料率を2025年度から0.5%に引き上げる改正を行うとともに、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組み（前年度の決算を踏まえた該当年度の積立金残高（見込み）と翌年度の収入（見込み）の合計額が、翌年度の支出（見込み）の1.2倍を超える場合は、翌年度の料率を0.4%とすることができる仕組み）を導入する

こととし、所要の法案を次期通常国会に提出する。なお、保険料率については弾力的に調整する仕組みを設けたところであるが、 $1/8$ の本則に引き上げることとした国庫負担についても、今般の財政基盤を強化する措置を講じた上で、育児休業給付の資金残高が積み上がる状況になった場合には、育児休業給付の財政状況、一般会計の財政状況等

を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。

- 雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入額については、令和5年度決算において雇用保険二事業に差引剰余が生じた場合には、特別会計法附則第20条の3第6項本文の規定に基づき、全額を失業等給付の積立金に繰り入れることとし、控除の在り方については、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）附則第9条第3項の規定に基づき、引き続き検討する。